

「事前登録申請に関する詳細事項」(A 1 等級企業用)

1 全体事項

申請上の注意点

- ・申請書の日付は必ず記入して下さい。(持参の場合は提出日。 郵送の場合は投函日)
- ・提出する書類を確認し、申請書の提出書類チェック欄にチェックを付けて下さい。
- ・令和5年度(2023年度)事前登録項目の認定通知書の写しを添付してください。(最新版)

2. 個別事項

(1) 令和元年度(2019年度)以降の「優良工事等表彰」の実績

- ・国土交通省及び熊本県発注工事における優良工事等表彰の実績を評価します。
- ・同種又は異種の優良工事等表彰の受賞実績を評価します。
- ・同種・異種は、土木一式工事、建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事、舗装工事、しゅんせつ工事等の許可業種で区分します。(建設業法 別表第一(上欄)に掲げられた建設工事の種類毎とします。)
- ・「優良工事等表彰」とは「国土交通行政功労者及び団体の表彰」、「熊本県優良工事等表彰制度(平成17年4月施行)」及び「熊本県土木部建築住宅局優良工事表彰」に基づく表彰とします。
- ・「国土交通行政功労者表彰」は、企業名及び工事名が記載されている表彰とします。
- ・国土交通省功労表彰であることを証明する資料を添付してください。
(例：記者発表資料の写しや受賞式案内の写し)
- ・「優良施工業者(工事部門)表彰」、「安全施工業者表彰」、「優良工事における下請負業者表彰」などとし、工事名が記載されていないものは、評価の対象外となります。
- ・事前登録対象期間は、令和元年度(2019年度)表彰以降から令和6年(2024年)3月31日までの表彰とします。
- ・共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の工事とします。

<提出書類>

- ・優良工事等表彰を受賞した企業名及び工事名が記載された表彰状の写し
- ・優良工事等表彰を受賞した工事のコリンズ登録(竣工時登録内容確認書)の写し(又は、入札公告文などで受賞した工事の種類がわかるもの)

申請上の注意点

- ・事前登録で申請する優良工事等表彰は、企業が受けた表彰のみが対象です。
- ・土木一式工事の優良工事等表彰を受賞資料を提出してください。
- ・土木一式工事の受賞実績がない場合、異種工事の資料を提出してください。

(2) 地域精通度

- ・主たる営業所の所在地は事前登録申請書(表紙)に記載してある住所で判断しますので、書類の提出は不要です。

(3) 災害協定の締結

- ・当該工事の入札公告日において、発注工事を管轄する地域振興局等との大規模災害時の支援活動に関する協定を評価します。
(企業が加入している組織が協定を締結している場合は、その企業を評価対象とします。)

<提出書類>

- ・当該地域振興局等と締結した協定書の写し
- ・当該地域振興局等と締結した協定書第5条に基づき、地域振興局等に報告した令和6年度の協力体制の内容の写し(協力体制表、支援活動名簿等の入札参加企業が協力体制の一員を構成している事が確認できる書類)

申請上の注意点

- ・協定書の写し、令和6年度(2024年度)の協力体制内容の写しを提出。
(協定を締結している組織が発行した証明書ではありません。ただし、提出時点において、令和6年度(2024年度)の体制表が未作成の場合は、最新のものを提出しても構いませんが、申請書提出期間後において、当該年度の体制表を地域振興局等に報告した場合は、速やかに(一財)熊本県建設技術センターにも当該年度の体制表の写しを提出してください。)

(4) 過去2年間「災害支援活動」の実績

- ・評価対象の災害支援活動は、
 - ① 過去2年間（令和4年度（2022年度）～令和5年度（2023年度））に、国、県又は県内市町村の要請により実施した公共施設^{*1}の災害支援活動とします。
（道路維持修繕業務委託等の年間委託業務に基づき実施した活動は対象となりません。）
※1：国、県又は県内市町村が管理する道路法、河川法、港湾法、漁港漁場整備法、海岸法、砂防法、急傾斜地法、地すべり防止法、下水道法、水道法等における施設、及び建築物等施設とします。
- ・発注工事を管轄する地域振興局等（熊本土木事務所を含む）内での実績を評価対象とします。なお、複数の地域振興局等で活動がある場合はそれぞれ評価対象となります。

<添付書類>

- ・国、県又は県内市町村の証明書の写し

申請上の注意点

- ・証明書は、施設名、活動場所、活動内容、実施日、証明日、証明者名及び押印が必要です。
- ・同じ地域振興局等での活動資料を複数提出する必要はありません。地域振興局等毎に1件、資料を提出してください。

(5) 過去2年間の「社会貢献活動」の実績

- ・令和4年度（2022年度）から令和5年度（2023年度）において、美化活動を行った場合に評価します。
- ・評価対象の社会貢献活動及び提出書類は以下のとおりです。

【企業単独での活動】

- ①ロードクリーンボランティア協定に基づく県管理道路の美化活動実績
（「道の里親運動」協定については、ロードクリーンボランティア協定とみなします。）
- ②くまもとマイリバーサポート協定に基づく県管理河川の美化活動実績
- ③県管理海岸における美化活動（流木処理等）の実績

<提出書類>

- ・協定書の写し（上記③は除く）
- ・社会貢献活動区域の地図（別添様式-2による）
- ・県への活動報告書の写し
- ・活動日報の写し（様式自由）

【団体での活動】

- ④各建設産業団体連合会加盟団体が主催して行った公共施設の美化活動等の公共性、公益性に資する社会貢献活動の実績

<提出書類>

- ・建設産業団体連合会加盟団体が発行する証明書及び活動内容がわかる新聞記事等の写し
- ・自社が2名以上参加し、活動の延べ人数は30名以上の活動であることを証明する資料（活動日報など）

申請上の注意点

- ・「ロードクリーンボランティア」、「くまもとマイリバーサポート」は協定に基づいた活動が評価対象です。よって、協定締結日以前の活動や、協定区間外の活動は評価対象となりません。
- ・県管理海岸の美化活動における活動報告書は、くまもとマイリバーサポート協定の活動報告書を準用します。
- ・団体での活動の場合、活動した企業の参加実績を建設産業団体連合会加盟団体が証明し、自社が2名以上参加し、活動の延べ人数は30名以上の活動でないと評価対象となりません。
- ・単独での活動と団体での活動の両方の実績がある場合、単独での活動実績の資料のみ提出してください。

(6) 令和2年度災害関連等工事の受注件数

- 令和2年度災害関連等工事とは、以下のとおりです。
 - 令和2年発生災害復旧工事
 - (1)に係る災害復旧助成事業、災害関連事業、災害関連緊急事業、激甚災害対策特別緊急事業、特定緊急砂防事業、復旧治山事業、林地荒廃防止事業及び緊急総合治山事業等、関連事業の建設工事
 - (1)の災害に起因する再度災害防止に係るその他の建設工事
 - 令和2年7月豪雨による影響で河川・砂防・ダム等に堆積した土砂を撤去する建設工事
- 評価対象工事は、熊本県土木部、農林水産部、教育庁施設課、企業局又は県警本部が発注した土木一式工事を元請として受注契約した工事
- 評価対象の期間は、令和2年(2020年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日までに元請として受注契約した工事。
- 評価対象の金額は、当初請負額1,500万円以上、又は、令和6年(2023年)3月31日以前に竣工検査及び工事目的物の引き渡し完了している工事については、最終請負額が1,500万円以上の工事。
- 共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の工事とします。
- 合冊して発注され受注した工事で、合冊された各工事(契約単位)の当初請負額が1,500万円以上の工事を含む場合は、それぞれ当初請負額1,500万円以上の各工事(契約単位)の件数を評価対象とします。(イメージ①参照)
- 合冊して発注され受注した工事で、合冊された各工事(契約単位)の当初請負額が全て1,500万円未満であっても、全ての合計額が1,500万円以上の場合は、1件として評価します。(イメージ②参照)

○イメージ①

合冊する工事	当初請負額	
A工事	16,000,000	≥1,500万円
B工事	20,000,000	≥1,500万円
C工事	4,000,000	
合冊工事計	40,000,000	

※評価工事件数=2件(A工事・B工事)

○イメージ②

合冊する工事	当初請負額	
A工事	6,000,000	<1,500万円
B工事	5,000,000	<1,500万円
C工事	4,000,000	<1,500万円
合冊工事計	15,000,000	≥1,500万円

※評価工事件数=1件(合冊工事計)

- 合冊工事についても、元請けとして竣工検査及び工事目的物の引き渡し完了している土木一式工事については、最終請負額が1,500万円以上の工事も対象とします。(イメージ①、イメージ②では、「当初請負額」を「最終請負額」に読み替える。)

○令和2年度災害関連等工事に該当する代表的な工事名リストを記載します。

【土木部所管工事】

- 川(道路の場合は、国道又は県道○○線等)2年発生・・・災害復旧工事
- 川河川等単県災害復旧工事
- 線単県道路災害復旧工事
- 川単県砂防施設災害復旧工事
- 災害復旧事業(○○○)工事
- 川単県河川掘削(緊急浚渫債)工事

等

【農林水産部所管工事】

- 地区県営農地等災害復旧事業(農地等)第○号工事
- 地区県営災・工事費(過年)第○号工事
- 地区単県農地等災害復旧事業第○号工事
- 管内県有林林道災害復旧事業第○号工事
- 管内県有林作業道等災害復旧事業第○号工事
- 管内林地荒廃防止施設災害復旧事業(○○)第○号工事
- 管内治山激甚災害対策特別緊急事業第○号工事
- 管内災害関連緊急治山事業第○号工事
- 管内復旧治山事業火山地域(○○)第○号工事
- 管内現年林地荒廃防止施設災害復旧事業(○○)第○号工事
- 管内過年林地荒廃防止施設災害復旧事業(○○)第○号工事

- ・〇〇管内単県治山（〇〇）（〇〇）事業第〇号工事
 - ・〇〇管内復旧治山事業通常地域（〇〇）第〇号工事
- 等

○留意事項

- ・評価する工事は10件までとします。
- ・上記工事名リスト以外に「災害」の単語が見つからない工事名でも令和2年度災害関連等工事に該当する場合があります。
- ・上記工事名リスト以外でも令和2年度災害関連等工事に該当すると判断される受注工事がある場合は、申請書に記入のうえ、提出して下さい。
- ・複数の受注（特に10件を超える）実績をお持ちの企業は、上記工事リストにある工事名を優先して記載して下さい。
- ・令和5年度（2023年度）事前登録項目の認定通知書を交付されている場合には、必ず提出して下さい。
- ・昨年度の申請に漏れがある場合には、今回、新たに申請を行うとともにその工事に係る関係書類を提出して下さい。
- ・令和5年（2023年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日までの受注実績は、新規に申請してください。

<提出書類>

- ・令和5年度（2023年度）事前登録項目の認定通知書（最新版）
- ・受注時登録内容確認書（CORINS）の写し（当初請負額が500万円以上の工事を申請する場合）
- ・竣工時登録内容確認書（CORINS）の写し（最終請負額が500万円以上の工事を申請する場合）
- ・公共工事請負契約書（当初契約分）の写し（当初契約日を確認するため全ての工事）

(7) 球磨地域振興局管内における令和2年発生災害復旧工事の受注件数

- ・評価対象工事は、熊本県が発注した球磨地域振興局管内の土木一式工事のうち令和5年1月1日以降に入札公告が行われた令和2年発生災害復旧工事で、発注工事の技術申請書締切日までに元請けとして契約した予定価格3,000万円（税込み）以上の工事です。ただし、今回の事前登録手続きにおいては、令和6年4月12日までに契約した工事とします。
- ・令和6年4月13日以降に受注した工事において、更新が必要な場合は、事前登録認定通知書受領後、直ちに変更登録手続きを行って下さい。
- ・令和2年発生災害復旧工事とは、以下のとおりです。

【土木部所管工事】

- ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法対象事業における復旧費のみで行う災害復旧工事（工事名例）
 - ・〇〇川（道路の場合は、国道、県道、村道〇〇線 等）2年発生・・・災害復旧工事

【農林水産部所管工事】

- ・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づく令和2年に発生した農地災害復旧工事又は農業用施設災害復旧工事、治山施設は公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用対象となる公共土木施設に係る林地荒廃防止施設又は地すべり防止施設の災害復旧工事。いずれも関連事業は除く。（工事名例）
 - ・球磨管内過年林地荒廃防止施設災害復旧事業第〇号工事
 - ・〇〇地区県営農地等災害復旧事業第〇号工事
- ・共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の工事とします。
- ・合冊して発注され受注した工事で、合冊された各工事（契約単位）の予定価格が3,000万円以上の工事を含む場合は、それぞれ予定価格3,000万円以上の各工事（契約単位）の件数を評価対象とします。（イメージ③参照）
- ・合冊して発注され受注した工事で、合冊された各工事（契約単位）の予定価格が全て3,000万円未満であっても、各工事の合計額が3,000万円以上となる場合は、1件として評価します。（イメージ④参照）

○イメージ③

合冊する工事	予定価格	
A工事	40,000,000	≥ 3,000万円
B工事	31,000,000	≥ 3,000万円
C工事	28,000,000	< 3,000万円
合冊工事 計	99,000,000	

※評価工事件数 = 2件 (A工事・B工事)

○イメージ④

合冊する工事	予定価格	
A工事	7,000,000	< 3,000万円
B工事	8,000,000	< 3,000万円
C工事	16,000,000	< 3,000万円
合冊工事 計	31,000,000	≥ 3,000万円

※評価工事件数 = 1件 (A+B+C工事)

○留意事項

- ・評価する工事は2件までとします。
- ・工事仕様書(表紙)の左下に「令和2年度災害関連等工事」の表示がある場合であっても上記の「令和2年発生災害復旧工事」以外の工事は評価しません。

<提出書類>

- ・公共工事請負契約書(当初契約分)の写し
- ・県の入札情報公開サービスシステム(以降PPI)から出力した入札公告文(所有している場合のみ。)
- ・入札公告文を提出しない場合は、予定価格等が記載された県の電子入札システムから出力した「調達案件概要」又はPPIから出力した「入札契約情報」及び「入札結果等」等
- ・当該工事が共同企業体によるもの場合は、建設工事共同企業体協定書の写し。

3 事前登録の更新

年度途中で事前登録内容の更新が必要な場合は、下記により申請手続きを行って下さい。ただし、年度当初の申請時に登録可能な項目は、更新の対象になりません。

(1) 事前登録の更新が必要な場合

原則として、以下の4項目が事前登録更新の対象となります。

①企業評価の優良工事等表彰:

前回申請以降に、登録(申請)済み工事業種以外の異業種工事で新たに表彰を受けた場合(登録済み同業種工事の新たな追加更新の必要はありません。)

②地域精通度(主たる営業所の所在地):

前回申請日以降に、主たる営業所の所在地に変更があった場合

③災害協定の締結:

前回申請日以降に、災害協定の締結の有無に変更があった場合

④球磨地域振興局管内における令和2年発生災害復旧工事の受注件数:

前回申請以降に新たに令和2年発生災害復旧工事を受注した場合

注) 企業合併により事前登録内容に変更があった場合は、上記4項目以外であっても事前登録更新の対象となる事がありますので、その際は申請手続きを行って下さい。

(2) 事前登録更新の受付

毎月15日まで(土・日・祝日を除く)(9時00分~17時00分)

※郵送の場合は、15日の17時00分までに必着のこと。(書留郵便に限る)

(3) 申請書の提出先及び提出方法

(一財) 熊本県建設技術センター <持参又は郵送(書留郵便)>

〒861-4214 熊本市南区城南町舞原東194

TEL 0964-28-6926

4 合併特例措置(平成17年4月1日熊本県告示380号)により、新たに事前登録制度適用企業になった場合の取扱い

(1) 受付

合併後、速やかに申請して下さい。

(2) 申請書の提出先及び提出方法

(一財) 熊本県建設技術センター <<持参又は郵送(書留郵便)>>

〒861-4214 熊本市南区城南町舞原東194

TEL 0964-28-6926 』

お問い合わせ先

- ・事前登録の制度に関するお問い合わせ：

熊本県土木部土木技術管理課技術管理班 TEL 096-333-2491 (直通)

- ・事前登録の申請に関するお問い合わせ

(一財) 熊本県建設技術センター TEL 0964-28-6926